更推協会報

発行者　茨木市更生保護推進協議会
事務局　茨木市福祉部地域福祉課内
〒567-8505 茨木市駅前3-8-13
TEL.072-620-1634
題　字　元谷裕蘭

江戸の刑罰と更生施設

茨木市更生保護推進協議会
会長　小阪武司

恥ずかしいのであまり言ってないのですが、実は私は某大学の法学部を卒業しております。ただ全く勉強していなかったので法律の何たるかさえもわかりません。折角大学に行かせてもらっているのに何をしていたかというと、今ほどメジャーではなかった「サブカルチャー」（漫画・アニメ・小説・TVゲーム・映画等）が大好きだったので、その関係のクラブに所属し漫画を描いて友人と同人誌を作ったり、映画を撮ったりしていました。

そんな体たらくでしたから、何とか講義の出席日数を稼ぎギリギリ単位をとり卒業論文にも大変苦労をしました。ただ卒論を書くために読んだ「江戸の刑罰」（中公新書・石井良助著）という本は印象的で端々を覚えています。

その頃にしても、大変古い本で初版は1964年で私が生まれた頃の研究書です。私は参考書として新書で読んだのですが、2013年に装丁を変えて単行本として再販もされております。

内容は江戸時代の刑罰が時期・身分・概念等で体系的に分類された本です。時期は戦国時代の威風の残る前期と、法体系が見直された後期とに分け、前期は残酷な刑で犯罪を抑止する「一般予防主義」で、後期は江戸幕府からのお達し「公事方御定書」（くじかたおさだめがき）施行後の処罰と矯正を通じて再犯を抑止する「特別予防主義」とに分かれています。また身分によって与えられる刑の種類が違い、刑の種類も「生命刑」「追放刑」「身体刑」「財産刑」「自由刑」「身分刑」等、概念的に分けられ書かれていました。

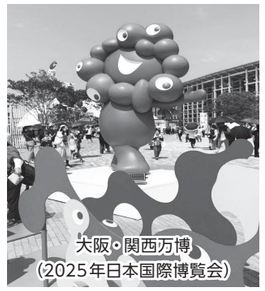
大阪・関西万博
（2025年日本国際博覧会）

牢屋の間取りなんかも載っていたのですが、当時の牢屋は「禁固刑」が執行される場所ではなく、未決事件の「拘置所」という扱いであったとの事。取り調べも刑に匹敵する様な激烈なものであったといった内容が当時の絵図を使って説明されていました。ドラマや映画などで観る天井から吊るされて水をかけられて板で叩かれたり、正座した足の上に重い石を何段も積まれたり…等というのは刑ではなく「取り調べ」だったと言う事です。ですから痛みと恐怖に負けて「冤罪」だった人も多く居たかもしれません。

第51回（2025年）
茨木フェスティバル

「公事方御定書」というのは、今年の大河ドラマ「べらぼう」にも出てくる松平定信（田沼意次の次の老中）が祖父である8代将軍徳川吉宗の命により評定所に編纂させた江戸幕府の刑法典です。それまでは管轄内での裁定は奉行所の判断に任され、どんな厳しい沙汰（判決・刑罰）が下されるかわからないという恐怖により犯罪抑止をしていたのが、この罪にはこの様な刑罰…と奉行所によってバラバラな判決の目安を作るという目的がありました。また大河ドラマで描かれるかどうかは分かりませんが、この頃に長谷川平蔵（鬼平ー）が松平定信に提言し「人足寄場（にんそくよせば）」という場所が石川島に作られ、無宿者や罪を犯した者が「収容」され職業訓練や賃金労働を行わせました。江戸に住まう無宿者が増え治安を守る為の仕組みで、今の更生施設の始まりと言われています。それが社会復帰支援と再犯防止につながっていたといえるでしょう。

それより以前には佐渡ヶ島・金山の「水替人足」という労役もありましたが、賃金はあるものの苦しく強制感が強く懲罰という認識が多く刑期も決まっていませんでした。対して人足寄場は自立できる様になればいつでも出ていけるという場所でした。また それに先駆け江戸南町奉行が深川茂森町に作った「無宿養育所」という救民施設もありましたが、逃亡する者が多く6年で閉鎖されました。人足寄場はこの事例を大いに参考にして作られたと言われています。

ちなみに卒業論文に何を書いたか？はよく覚えていないのですが（笑）恐らく犯罪の判決・刑執行の一例として取り上げられていた「八百屋お七」という有名な話について書いたような気がします。戯曲家・井原西鶴の「好色五人女」の一遍として歌舞伎や浄瑠璃にもなった話ですが、実際にあった話がベースと言われています。ただ、近年の研究でその出所は定かではありません。簡単なあらすじは…大火事で焼け出された八百屋の娘・お七が親と共にお寺に避難をします。避難生活のなかでお七は寺小姓と恋仲になります。店が建て直され、お七一家は寺を出ていきますが、寺小姓への想いは募り、もう一度自宅が燃えればまた寺に行く事ができると考え、会いたい一心で自宅に放火します。火はボヤにとどまりましたが、お七は放火の罪で捕縛されて火あぶりにされてしまう…というお話です。

「叶わぬ恋のロマンス」が話の見所かと思うのですが、その頃の「火付け」は大罪でありました。というのも当時の家屋・建物はほぼ木造であり、消火器もない時代で人口密度の高い街中での火事は延焼を免れません。水だけでの消火活動による鎮火は難しく「火消し」と呼ばれた人達の活動の大半は延焼を防ぐ為に隣接した建物を壊し、火が収まるのを見守る事でした。その様に多くの人の命や財産を奪ってしまう可能性のある火事は例え自分の家であっても罪の大きさは同じととらえられました。この判例からも解るように、起こりうる被害の大きさに対しての刑罰が与えられ、お七に情状酌量はありませんでした。対して現代では加害者の意思・責任能力が尊重され、状況や動機によっても刑罰の重さが変わる…という様な事を論文で書いたのかな、と思います。

この話が事実だったとしても面白くするために作り手の誇張・脚色はあったと思います。ただ、先に書いた「公事方御定書」のお達しが出た後の「特別予防主義」への変遷により、一般の人々の「罪人の刑罰と矯正や更生」に対しての考えが変わり、お七に対して同情の念が生まれこのお話が娯楽として成立するようになったのかもしれません。

令和7年度 社会を明るくする運動市民大会
～ホゴちゃんフェスタ～

令和6年度　事業報告書

令和6年

- 4月15日　茨木地区保護司会総会
- 4月18日　茨木地区更生保護女性会総会
- 5月15日　社会を明るくする運動 茨木市推進委員会
- 6月17日　茨木市更生保護推進協議会理事会
- 6月17日　茨木市更生保護推進協議会総会
- 6月20日　茨木地区更生保護協力雇用主会総会
- 8月29日　令和6年度大阪更生保護女性連盟 第1ブロック研修会
- 9月1日　更推協会報発行（第42号）

令和7年

- 1月16日　茨木地区保護司会　新年互礼会
- 3月4日　茨木市更生保護推進協議会研修会
- 3月20日　更推協会報発行（第43号）

令和7年度　事業計画

事業

- 一、更生保護事業の積極的推進
- 一、「社会を明るくする運動」への参加と啓発
- 一、更生保護の理解のための研修会
- 一、健全な社会復帰者に対する支援
- 一、機関誌（更推協会報）の発行
- 一、更生保護事業に対する協力及び助成
- 一、保護司会との協議及び連絡
- 一、更生保護女性会への協力
- 一、BBS会への協力
- 一、更生保護協力雇用主会への協力
- 一、関係官公署並びに社会事業諸団体との連絡・協調
- 一、会員相互の情報交流及び親睦
- 一、会員の拡充強化
- 一、その他本会の目的を達成するに必要な

令和6年度 決算書（円）

■収入の部	
会費	992,000
負担金	108,000
繰入金	0
繰越金	786,381
雑収入	0
収入総計	**1,886,381**
■支出の部	
会議費	15,384
事務費	28,337
事業費	408,649
助成費	550,000
社明費	100,000
通信運搬費	24,570
慶弔費	0
積立金	200,000
予備費	0
支出総計	**1,326,940**
■差引残額	**559,441**

（差引残額559,441円は翌年度へ繰越）

監査報告

令和６年度茨木市更生保護推進協議会会計決算につき、収入・支出並びに関係帳簿を監査したところ、いずれも正確適正に行われていたことを認めます。

令和７年６月26日
茨木市更生保護推進協議会
監事　細田　茂
監事　木元　美子

令和７年度 予算書（円）

■収入の部	
会費	1,100,000
負担金	150,000
繰入金	0
繰越金	559,441
雑収入	559
合計	**1,810,000**
■支出の部	
会議費	26,000
事務費	35,000
事業費	590,000
助成費	550,000
社明費	100,000
通信運搬費	50,000
慶弔費	10,000
積立金	200,000
予備費	249,000
合計	**1,810,000**

茨木市更生保護推進協議会への入会

問い合わせ 申し込み先
茨木市更生保護推進協議会事務局
（茨木市福祉部地域福祉課内）
住所：茨木市駅前三丁目８番13号
TEL.072-620-1634　FAX.072-621-1660

令和７年度 役員名簿

令和７年７月４日

役職	氏名
会長	小阪　武司
副会長	合田　順一
副会長	吉岡　正宏
副会長	山野　右子
副会長	辻口　信良
副会長	中尾　巖
会計	岩井　信樹
会計	土方　慶之
監事	細田　茂
監事	木元　美子
相談役	澤田　範雄
相談役	大森　保延
相談役	掛谷　建郎
常任理事	馬場　孝志
常任理事	角谷　真枝
常任理事	殿村　昌弘

役職	氏名
常任理事	堀　典之
常任理事	長岡　秀美
常任理事	辻　輝也
常任理事	仲　猛夫
理事	田畑　敬
理事	原田　強
理事	加藤　眞一
理事	柚木　孝仁
理事	水木真実子
理事	八木　香織
理事	射場　一之
理事	樺山　泰幸
理事	高井　一実
理事	古川　泰稔
理事	大脇　久徳

茨木フェスティバルに出店して

茨木BBS会会長　榎本　宗太郎

BBS会とは、社会に生きづらさを感じる少年少女を支援する全国的な青年ボランティア団体です。私たち、茨木地区会は学生中心の会員70名を擁する全国的にも大規模な地区会です。

私たちは、例年通り、茨木フェスティバルにスーパーボールすくいを出店させて頂きました。私自身、会長として二回目の出店経験であり、「去年よりも良いものに、子どもたちに楽しんでもらいたい」という熱意を持って取り組みました。

会員たちも積極的に取り組んでくれたので、昨年の480組を遥かに上回る674組も訪れて下さり、私にとって大学生最後の夏の良い思い出となりました。

来年度以降は新体制で後輩たちに今まで以上にお祭りを盛り上げてもらいたいです。当会は現在、クラウドファンディングに挑戦中です。当会の活動状況の詳細等は公式サイトやインスタグラムに記載しておりますので、もしよければ、チェックして頂けますと幸いです。私自身は任期の残りの半年間、更生保護に尽力したいと考えております。今後とも茨木BBS会をよろしくお願いします。

クラウドファンディングにご協力お願いします！

クローズアップ Vol.13

教育再生いばらき

理事長　田中　広行

教育再生いばらきにおいては、年に一回「礼義」「感謝」の心を育むことを目的とし、小学一年生から六年生までを対象とした二泊三日の「寺子屋伊勢合宿」を開催しております。また今年度は、中学生Jr.リーダーが五名参加してくれました。

この合宿では、伊勢青少年研修センターにおいて六時に起床し、宇治橋清掃、飯盒炊爨や五十鈴川での川遊びなど楽しいプログラムの中にも規則正しい生活を通じ、履物を揃えること、丁寧に挨拶すること、当たり前のことに感謝できる心を育んでもらいたいと事業を行っています。

平成26年に開始し、コロナの影響により三回の中断がありましたが、年々参加申込み頂く方が増加し、今年度は定員を超えて抽選が必要な状況となりました。

参加者の方からは、「正座で話を聞いたり、朝から掃除したり家ではなかなかしない事を経験させてもらってありがたいです。」「ゲーム、YouTubeから距離をとり、小学生の夏休みらしいステキなプログラムだったと思います。」と言った感想が寄せられています。

令和の時代になり、一年から六年までの縦の繋がりが乏しくなっています。子ども達が互いに助け合いながら心豊かに成長してもらえる様、今後も事業に取り組んでまいります。

第75回 社会を明るくする運動 ～ホゴちゃんフェスタ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、7月が強調月間となっています。

茨木市でも7月19日、おにクルきたしんホールにて、社会を明るくする運動大阪府PR大使の吉本興業のお笑いコンビspan！の司会で市民大会が開幕しました。茨木市では、更生保護団体をはじめとして、教育、社会福祉、商工関係等さまざまな分野の51の団体によって「社会を明るくする運動茨木推進委員会」が組織されており、啓発及び広報活動が行われております。

51団体のうちの1団体である茨木市公立中学校長会の協力のもと、茨木市立東中学校吹奏楽部に演奏を披露いただき、浪速少年院、茨木市人権啓発推進協議会、茨木BBS会、茨木市社会福祉協議会、茨木市人権擁護委員会の5団体の活動報告が行われました。ホールイベントには163名の方々に参加していただきました。また、オープンギャラリーでは、6団体に体験ブース、3団体に展示ブースの出展にご協力いただきました。

これらの取り組みにより、更生保護について、皆さまにも理解を深めていただければと思います。

今後も、社会を明るくする運動を通じて犯罪や非行のない社会についてご理解いただき、運動への参画をよろしくお願いいたします。

会場の様子

保護司奮闘記 第12回

保護司　竹林　巧

先輩保護司の方から保護司にならないかとのお誘いを受けました。保護司は何をするのか説明を受けましたが、充分理解できないまま折角お誘い頂いたのも何かの縁と思い引き受けることになり、平成22年1月保護司に任命されました。

当初は特に担当することも無かったのですが、1年ほど経過したころ交通違反の少年を担当しました。連絡が取れずやっとの思いで面接ができたものの、初めての面接で私は緊張していたのですが、対象者はなぜか面接が慣れた様子で、悪びれもなく「違反はしたが、運がなかっただけ」と罪の意識が全く無いのが驚きでした。また、面接中に次から次と携帯電話に友達から掛かってくるのにも少々苛立ち注意をしました。これは大変なことを引き受けてしまった。自分に務まるだろうかと不安な気持ちになりました。

その後、暴行、性犯罪、薬物事犯と年に2、3件を担当してきましたが、性犯罪、薬物事犯で再犯した同じ対象者を担当。保護司の役割の一つに再犯防止があるにも関わらず、保護司の役割を果たしていないのではと迷いました。主任官から担当依頼があった時に、前回も担当し再犯を防ぐことができなかったのに、「なぜまた私が担当するのですか」と問いましたら、「対象者の希望です」とのことで何か複雑な思いでしたが、期待されていると良い方に考えました。

人の性格は、十人十色といわれますが、対象者も、直ぐに興奮する人、ほとんど話さない人、多弁の人と個性溢れる人間性に戸惑いもありましたが、60歳を超えて良い勉強、経験になりました。

記憶にあるのが、執行猶予3年の対象者を担当した時のことです。彼は、面接のたびに、興奮、無言を繰り返し面接には協力的ではありませんでした。2年ほど経過した時に「私には同じ年齢の子供がいるが、子供とは年に3、4回しか会わない。君とは月に2回も会っている。私は子供以上に君のことは心配している」と話すとそれ以後穏やかに面接できたように思います。改めて人間関係の難しさを感じました。

対象者には、面接の約束時間を守ることができない、連絡もしてこない、仕事も長続きしない、といった人もおり、このようなことで社会生活ができるのか心配しているうちに、満期になり手が離れることになります。しっかり生活をしているのか、時間が経過した今でも時に思い出します。

しかし、決して心配ばかりでもありませんでした。暴行事件で仮釈放された対象者は、矯正施設で会得したIT技術を使って結構な収入を得ることができたとのことです。ITのことは私にはよく理解できませんでしたが、前向きに生活する意欲が見えたことにほっとしました。保護司のやりがいの一つではないかと思います。

再犯を繰り返していた対象者の言葉が印象に残っています。

「真面目に生活するのは大変であることが分かりました。体は疲れますが、心は軽くなりました」

保護司　森　昭順

私は令和4年1月に保護司を拝命しました。今まで高校生を1年間保護観察、現在保護観察2名、生活環境調整1名を担当しています。4年に満たない保護司活動ですが所感を述べたいと思います。

毎回担当が決まった折に保護観察所から通知書と分厚い身上書が届きます。目を通すと事案の内容が事細かく書かれています。対象者の立場になって読み込むように心掛けています。

私の職業は僧侶で寺の住職を15年程勤めています。僧侶には人々の悩みや不安に寄り添い、その苦しみから救うという大切な役割があります。聞き役に徹するという意味では保護司と親和性があります。対象者と面接する際にはしっかり目を見て話を聞き、その仕草に応じて寄り添い、励ますように心掛けています。しかしながら相手のあることなので、必ずしもこちらの誠意が100%通じることはありません。時間に遅れてくる、すっぽかされるなどは多々あります。それでも相手を信じて、対象者自身が変わっていくまで待つ姿勢が大事かなと思っています。

前述の高校生は最初は全くの無口で、視線も合わせず、問いかけにも軽く応ずる程度で全く会話が続きませんでした。半年ほど過ぎた頃、彼に変化が起きました。聞くとアルバイトを始めて、そこで認められてやりがいを感じているとのこと、おそらく初めて働く喜びを経験したのでしょう。それからはこちらの目を見て話すようになり、保護観察終了までは時間も守る、将来の夢を語るなど、まるで別人かと思うほど前向きに変わりました。最初の半年間は長く感じましたが、後半は本当にあっという間に過ぎた印象です。

仏教では人には等しく仏性（仏心）とそれを邪魔する心（煩悩）が共存している。そのバランスが崩れて、煩悩の方に大きく傾いてしまうと人生を間違う事があると説かれています。煩悩は完全に無くすことはできないが、減らすことはできるとも説かれています。保護司の面接ではその煩悩を減らし、バランスを元に戻す手助けをする、きっかけを与えてあげるというのが大切な役割なのではないかと思います。そういった姿勢で今後も保護司活動に勤しんで参りたいと思います。

What's 更生保護？ ―第8回― 孤独・孤立が犯罪を招く

茨木市更生保護推進協議会　土方　慶之

立ち直り支援の活動の中心が、受刑者が社会に復帰した際の「居場所づくり」であることは何度もこのコーナーで述べております。社会の中でいろいろな人とつながれる環境こそが、立ち直りを促すのは間違いありません。

しかし昨今は核家族化が進み、さらにひとり親家庭や単身世帯の増加に伴う家庭機能の弱体化、地域で支え合う力の希薄化、非正規雇用の拡大により、かつてのような家庭・地域・会社がささえてくれる機能の低下が云われています。10代20代の若者の死因として、自殺が最も多いのが現状です。そして、**罪を犯した人の多くも、社会的孤立の状態にあります。**孤独・孤立に晒されると、自分を認めてくれる「甘い誘い」がやってきます。犯罪の入り口は、いたるところに転がっています。また、それは帰住のホームであったりします。故に、再犯が絶えないのです。**人が立ち直るには、新しい人間関係の形成が必要です。**そのための支援を、各更生保護支援団体は行っています。

茨木市更生保護推進協議会は、保護司会・協力雇用主会・更生保護女性会・BBS会の活動を資金面で支援するとともに、刑務所見学などの研修の機会を設けることで、できるだけ多くの方々に更生保護に向き合ってもらう活動をしています。そしてそれは、**地域が人をささえる機能の強化**にほかなりません。支援する側、される側がお互いに支え合える、**あらゆる人が役割を持つ「明るい社会」**の推進に向け、皆さまのさらなるご協力をよろしくお願いします。

My 文庫 My Bunko.11

茨木市更生保護推進協議会　相談役　掛谷　建郎

星の教室

（高田郁、角川春樹事務所）

様々な人生を送ってきた老若男女が集う夜間中学を舞台にした、高田郁の心温まる小説である。

いじめが原因で不登校になり中学を卒業しないままバイトをしている「さやか」は、登校を強く求める両親ともうまくいかない。

恐る恐る参加した夜間中学で彼女は多くの苦労を経験した「生徒」に出会う。中国残留孤児だった女性、植民地の朝鮮から連れてこられた老女、沖縄での戦闘がトラウマになっている老人…。

勉学には苦労するが、教室には「思いやり」が溢れる。残留孤児だった老女は得意の小籠包を持参し皆にふるまう。ベトナム人女性の日本語の上達を我がことのように喜ぶ。苦労してきた人たちだからこその思いやりであろう。

遠足も実に楽しい。さやかは思い切って両親にも来てくれるよう書き、両親のわが子への愛情に初めて気づく。夜間中学は親子の関係を癒すきっかけにもなった。

読後、「思いやり」とそれを交わす「場」の大切さが残響する。小説ではあるが、こんな場を地域の随所に持つことができれば、どれほど社会が温かくなるだろう。

今年公開された映画「35年目のラブレター」は、読み書きができないすし職人（笑福亭鶴瓶）が、妻にラブレターを書くために、退職後、夜間中学に20年間通う物語である。卒業式の挨拶で彼は黒板に書いた「辛」の字に一本線を加えて「幸」に変え、「辛いこともちょっとしたことで幸せや」と結ぶ。

映画は実話に基づいている。文科省の調査によると、昨年5月時点で全国の夜間中学53校で学ぶ生徒は1969人。外国人労働者や不登校の増加を背景に増える傾向にあるという。時代を超えて夜間中学の必要は絶えることはない。